

案内

戦没者遺骨のDNA鑑定の申請を受け付けています

●身元不明の戦没者遺骨を遺族のもとへ

厚生労働省では、身元が特定されていない戦没者遺骨をDNA鑑定によりご遺族のもとへ返還する事業を行っています。

●実施地域／硫黄島、インド、インドネシア（西部ニューギニアを含む）、沖縄、樺太、旧ソ連等（旧ソ連・モンゴル）、タイ、中部太平洋地域（ウエーク島・ギルバート諸島・ツバル・トラック諸島・パラオ諸島・マーシャル諸島・マリアナ諸島・メレヨン島）、東部ニューギニア、ノモンハン、ビスマーク・ソロモン諸島、フィリピン、ミャンマー（ビルマ）

※令和5年（2023年）3月末時点の状況

※他の地域でも戦没者遺骨の検体が採取され次第鑑定を実施します。

●申請者／戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、甥姪など

●申請方法／「DNA鑑定申請書」に必要な事項を記載し、メール、ファクス、郵送のいずれかの方法で提出してください。申請書は電話で請求または厚生労働省ホームページ

ジ (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>) からダウンロードしてください。

・電子メール
dnakantei@mhlw.go.jp

・ファクス

03・3595・2229

・郵送

〒100・8916

東京都千代田区霞が関1・2・2

厚生労働省 社会・援護局事業課

戦没者遺骨鑑定推進室

●DNA鑑定の流れ

1. DNA鑑定実施可能と判断されたご遺族へ、DNA鑑定実施の同意書と検体採取キットが送付されます。

2. 検体提供者ご自身が検体採取（専用の綿棒で口の頬の内側の粘膜を採取する簡単なもの）し、検体と同意書を厚生労働省へ郵送してください。

3. 提供した検体を厚生労働省から鑑定機関に渡し、ご遺骨とのDNA鑑定が行われます。

●費用／DNA鑑定料は国が全額負担します。

※申請書提出、検体採取キットおよび同意書の返送の際の郵送料は自己負担になります。

問 厚生労働省 社会・援護局事業課

☎03・3595・2219

地籍調査へのご協力のお願い

10月は土地月間です。土地は私たちの日常生活や企業活動にとって不可欠な基盤であり、貴重な資源です。土地基本法においても、土地所有者の責務として、適正な土地の利用および管理並びに取引を行うことなどが設けられています。当町では昭和60年度（1985年度）から地籍調査事業を行っており、令和4年度（2022年度）末の進捗率は93.3%です。今後も引き続き皆さまのご理解とご協力をお願いします。

土地所有者にとっては、こんなことに役立ちます

土地取引が円滑にできる

正確な土地の状況が登記簿に反映されるため、安心して土地取引ができるようになります。

土地トラブルの未然防止

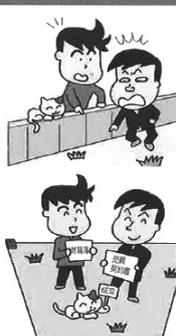
土地の境界が不明確だと様々なトラブルが発生しがちですが、地籍調査をすることで未然に防ぐことができます。

課税の適正化

固定資産税の課税基礎となる土地の面積が正確に測量されるため、課税の適正化に役立ちます。

境界確定の費用がかからない

個人で境界を確定するためには、測量や法務局への申請などの費用がかかりますが、地籍調査では必要ありません。



問 地籍調査課（金屋庁舎）